

一般財団法人 医療関連サービス振興会
第242回 月例セミナー

海外からの人材活用と
移民政策のあり方

平成29年11月28日（火）

講師：神奈川大学 法学部 教授

江口 隆裕 氏

<講師ご略歴>

江口 隆裕 氏

神奈川大学 法学部 教授

■略歴

1977年、厚生省入省。

厚生省保険局、年金局、北海道大学法学部助教授、大臣官房政策課調査室長、老人保健福祉局老人福祉振興課長などを経て、2002年～筑波大学大学院教授。2013年4月～神奈川大学法学部教授、筑波大学名誉教授。

■専門分野

社会保障法

■主な書籍

『「子ども手当」と少子化対策』（法律文化社、2011年）

『レクチャー社会保障法』（法律文化社、2009年）

『社会保障財源の制度分析』（共著）（東京大学出版会、2009年）

『変貌する世界と日本の年金一年金の基本原理から考える―』（法律文化社、2008年）

『社会保障の基本原理を考える』（有斐閣、1996年）

『高齢者介護と家族―民法と社会保障法の接点―』（共編）（信山社、1997年）

『先進諸国の社会保障⑥ フランス』（共著）（東京大学出版会、1999年）

『講座社会保障法① 21世紀の社会保障法』（共著）（法律文化社、2001年）

など多数

海外からの人材活用と移民政策のあり方

神奈川大学法学部教授・筑波大学名誉教授
江口 隆裕

1

外国人の入国形態

- ①合法的入国・滞在vs. 違法入国・滞在(労働目的の不法移民)
 - ②有期vs. 終身(永住許可、国籍取得)
 - ③通常の入国vs. 緊急避難的入国(難民、亡命)
 - ④入国目的別: 観光、労働、学生、家族、人道的理由、その他
- ⇒本講演の前提は、労働を目的とする通常の合法的入国・滞在(労働移民)

◎日本の移入外国人の特色

- ・他の先進国に比べ、移入外国人数は少なくないが、研修生が多く、永住者・国籍取得者が極めて少ない。

(表1)主要国の外国人移入状況(2015年、単位:千人)

	移入外国人	うちワーキング グホリデー 及び研修生	永住外国人	国籍取得者 (外国人に占める割合)
日本	(1)391.2	123.1	81.8	9.5(0.4%)
フランス	252.6	4.9	256.5	113.6(2.6%)
ドイツ	2,016.2	4.3	686.0	107.2(1.3%)
イギリス	479.0	25.3	378.8	118.1(2.1%)
アメリカ	1,485.8	96.7	1,051.0	730.3(3.3%)

(1)日本の移入外国人とは、日本に入国した外国人のうち一時的訪問及び再入国を除いたものをいう。
(出典)International Migration Outlook 2017, OECD

2

- ・リーマンショック後の2010年はフローの総人数が急減したが、その後回復。国別では、ブラジル、フィリピンの落ち込みが大きかった。
 - ・中国が一貫して最多。最近は、ベトナム、タイ、インドネシア、ネパールの伸びが大きい。
- (表2)日本への移入外国人の国別内訳(単位:千人(%))

	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	アメリカ	タイ	インドネシア	ネパール	台湾	ブラジル	その他	合計
2015年	100.6 (25.7)	65.9 (16.8)	24.0 (6.1)	22.6 (5.8)	21.5 (5.5)	14.5 (3.7)	14.3 (3.7)	13.4 (3.4)	10.8 (2.8)	9.1 (2.3)	94.5 (24.2)	391.2 (100)
2010年	107.9 (37.6)	11.9 (4.1)	13.3 (4.6)	27.9 (9.7)	22.7 (7.9)	10.9 (3.8)	8.3 (2.9)	2.9 (1.0)	6.6 (2.3)	4.7 (1.6)	70.0 (24.4)	287.1 (100)
2007年	125.3 (37.2)	9.9 (2.9)	25.3 (7.5)	28.1 (8.3)	22.8 (6.8)	9.0 (2.7)	10.1 (3.0)	2.2 (0.6)	4.9 (1.5)	22.9 (6.8)	76.3 (22.7)	336.6 (100)

(出典)International Migration Outlook 2017, OECD

- ・在留資格別では、留学(25.5%)、技能実習(24.8%)で「短期滞在以外」の半分を占める。ただし、留学生も週28時間の範囲で就労可能!

(表3)在留資格別入国者数(2015年)(単位:人)

在留資格	外交・公用	技能実習	高度専門職	経営・管理	医療	研究・教育	企業内転勤	研修	留学	その他	中長期在留者計	短期滞在	総数
人数	35,314	97,004	136	1,352	29	3,376	7,202	15,702	99,556	131,489	391,160	17,404,987	17,796,147
割合	9.0%	24.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.9%	1.8%	4.0%	25.5%	33.6%	100% (2.2%)	(97.8%)	(100%)

(出典)平成28年度版「出入国管理」

・「その他」には、興行(37,155人)、家族滞在(23,118人)、技術・人文知識・国際業務(17,690人)、特定活動(14,980人)、定住者(12,449人)等がある。

3

出入国管理及び難民認定法(入管法)の仕組み

- 外国人:日本の国籍を有しない者(§2)
- 在留資格:法別表で6つに区分し、外国人が本邦でできる活動等を区分ごとに規定(§2の2)。
 - ・別表第1の1:外交、公用、教授、芸術、宗教、報道の6区分
 - ・別表第1の2:高度専門職、医療、企業内転勤、技能実習等の11区分
 - ・別表第1の3:文化活動、短期滞在
 - ・別表第1の4:留学、研修、家族滞在
 - ・別表第1の5:特定活動
 - ・別表第2:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
- 在留期間:法務省令で規定。外交、公用、高度専門職、永住者以外は、最長5年。→在留資格を変更し、永住許可を得ることが可能(§22)
- 在留カードの交付・携帯:中長期滞在者には在留カードを交付し、居住地を指定。外国人は、常に旅券又は在留カードを携帯しなければならない。
- 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握する。

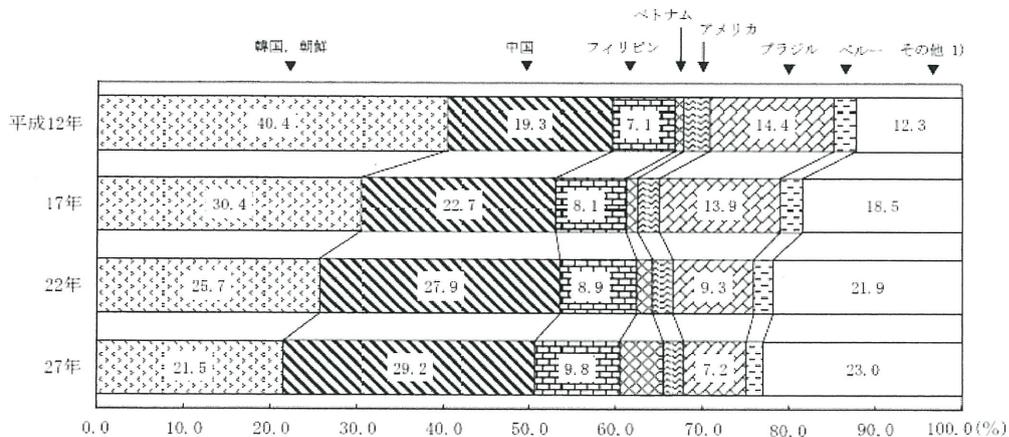
4

(表4) 国籍別在日外国人人数(平成27年国勢調査)(2015年10月1日現在、単位:人)

韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	タイ	インドネシア	インド
376,954 (21.5%)	511,118 (29.2%)	172,457 (9.8%)	87,109 (5.0%)	33,843 (1.9%)	25,516 (1.5%)	16,492 (0.9%)
アメリカ	イギリス	ブラジル	ペルー	その他	外国人総数	総人口
41,405 (2.4%)	11,055 (0.6%)	126,091 (7.2%)	34,575 (2.0%)	315,753 (18.0%)	1,752,368 (100%)1.4%	127,094,745 100%

(表5) 国籍別在日外国人人口の割合の推移

・平成27年国勢調査で、ストックとして的人数で中国が初めて韓国・朝鮮を上回った。

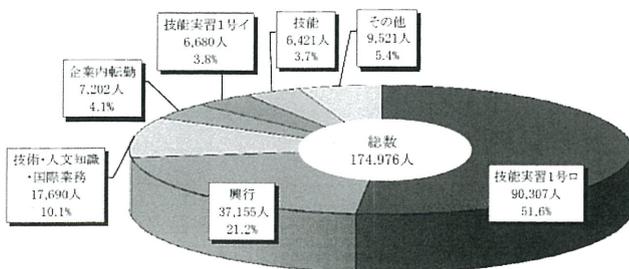


5

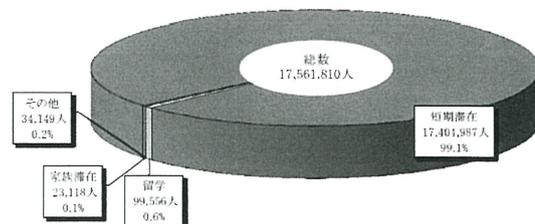
就労可能な在留資格

- ・技能実習が半分以上を占める。
- ・留学も、法務大臣の許可を得れば、一定範囲で就労可能(週28時間上限)(§19②)。

第4図 就労が認められる在留資格の構成比



第5図 就労が認められない在留資格の構成比



○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、新たな技能実習制度が導入(2017年11月施行)
→技能実習が多用される可能性。

6

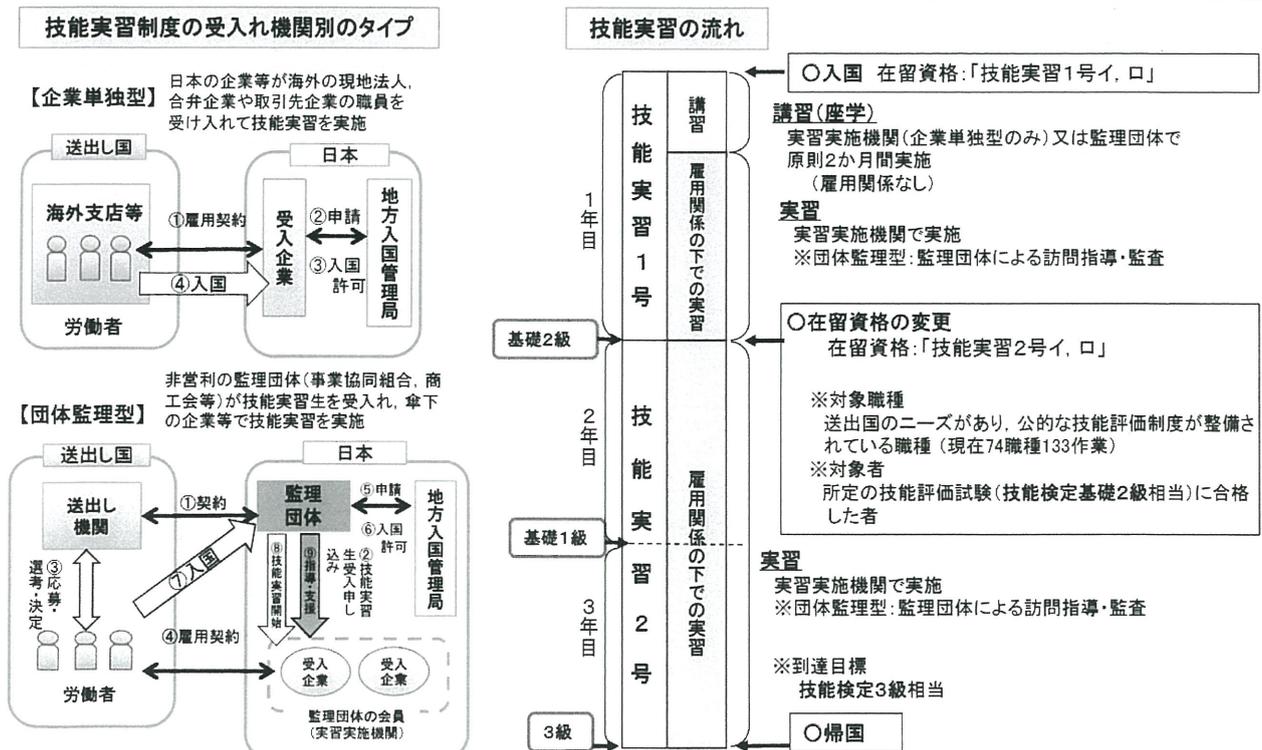
従前の技能実習(入管法別表第1の2)

- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動(技能実習1号イ、ロ)
 - イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(企業単独型)
 - ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(団体監理型)
- 二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動(技能実習2号イ、ロ)
 - イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動
 - ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動

7

現行の技能実習制度の仕組み

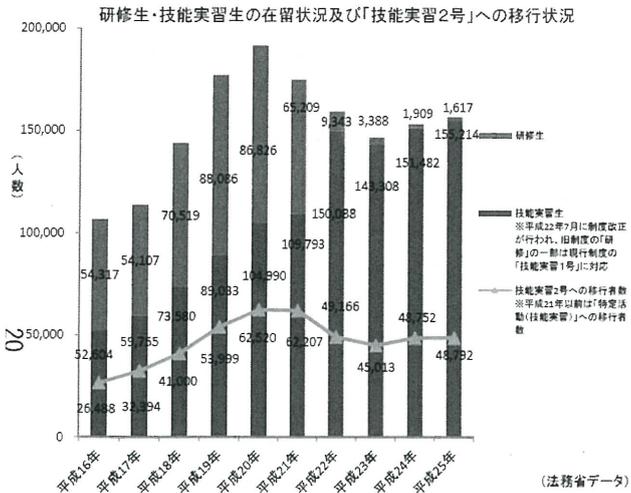
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長3年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点



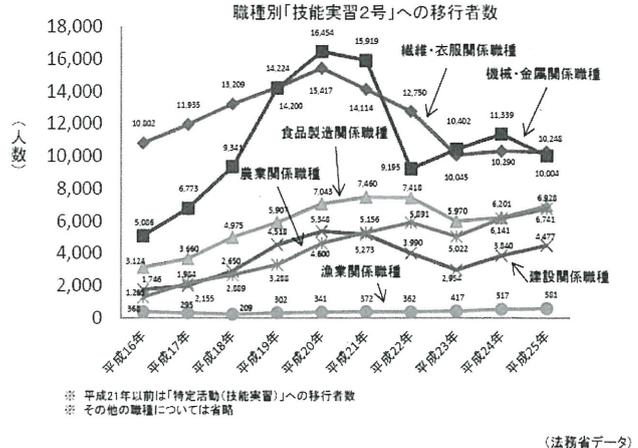
技能実習制度の現状

(「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(2015.01.30)より)

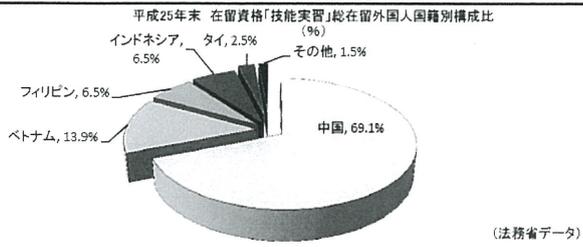
1 平成25年末の技能実習生の数は、155,214人
※技能実習2号への移行者数は、48,792人



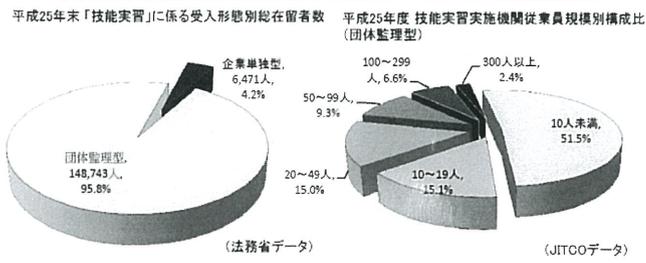
3 全体で69職種あり、受入人数の多い職種は、
①繊維・衣服関係 ②機械・金属関係 ③食品製造関係



2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが95.8%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業



技能実習制度の見直し (大きな枠組み)

現行制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は、入管法令(上陸基準省令等)で、技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも、技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】

しかし、一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており、入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。

新制度

監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は、技能実習計画の認定手続の中で主務大臣(外国人技能実習機構)が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり、上陸手続では、技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許可を判断(基準省令では詳細な基準は削除し、技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。)

- * 団体要件省令等の関係省令を廃止。
- * 変更基準省令(技能実習2号への変更部分)も廃止(技能実習2号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要 ※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日 平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

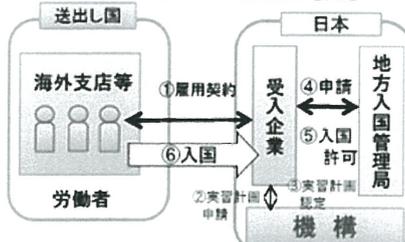
平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み(新制度の内容を含む。)

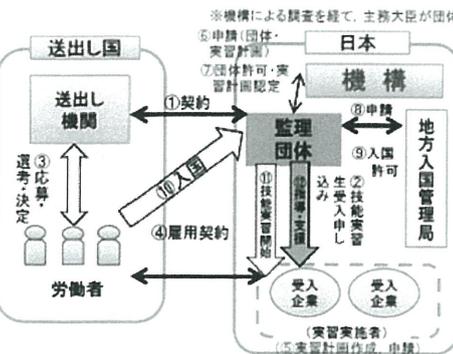
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約2.3万人在留している。
※平成28年12月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

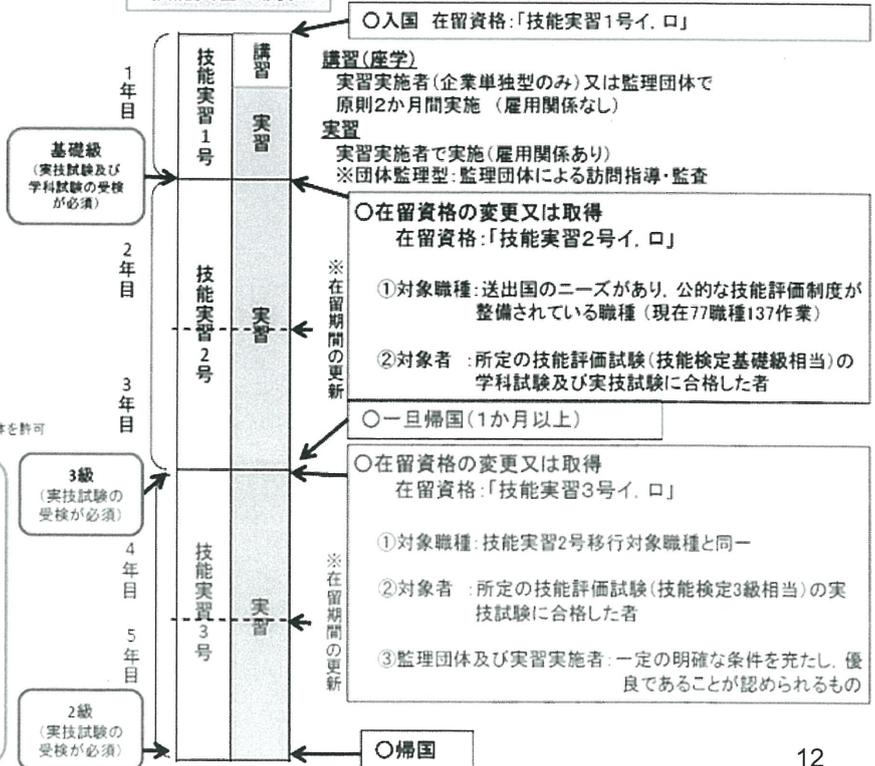
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
31人~40人	4人
30人以下	3人

(参考) 現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

		人数枠		
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

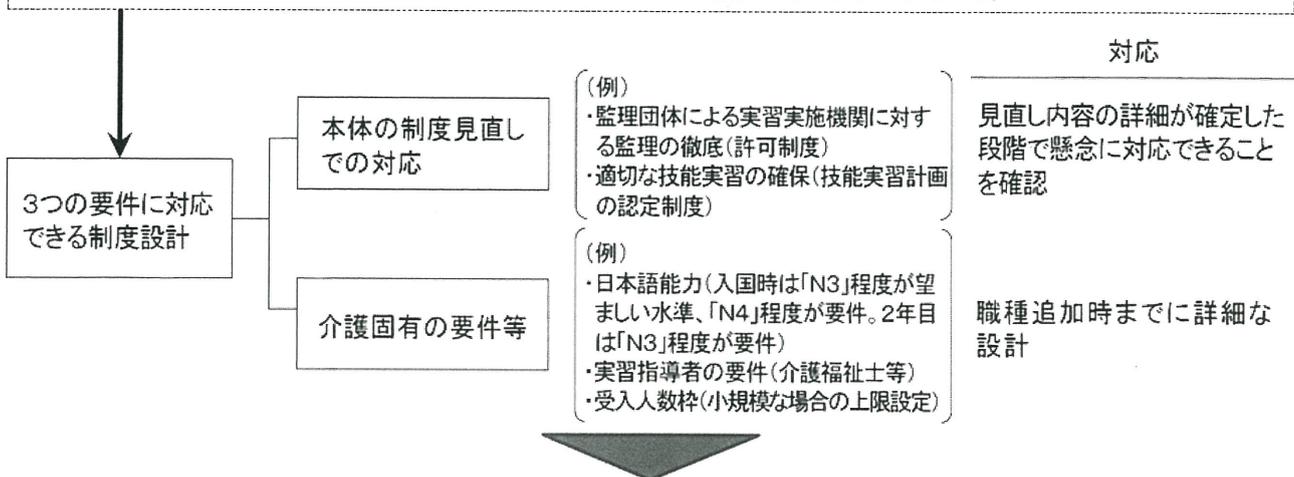
企業	技能実習生の人数枠				
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

技能実習制度への介護職種の追加に当たっての要件設定について

○ 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。

1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こととからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする <ul style="list-style-type: none"> ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
2. 必要なコミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応 <p>(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)</p>
3. 適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定 ・各年の到達水準は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル
4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ・ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定
5. 適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数の上限 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで ・受入れ人数枠の算定基準 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定 ・技能実習指導員の要件 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等 ・技能実習計画書 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ
6. 日本人との同等処遇の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる ・受入時 : 賃金規程等の確認 ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告 <p>※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討</p>
7. 監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

17

産業別就業者数の推移

(労働政策研修・研究機構)「平成27年労働力需給の推計」より)

経済再生・労働参加進展: 経済成長及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が進むシナリオ
ゼロ成長・労働参加現状: ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が2014年と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ

	2014年実績	2020年推計(2014年との差)		2030年推計(2014年との差)	
		ゼロ成長・参加現状	経済再生・参加進展	ゼロ成長・参加現状	経済再生・参加進展
農林水産業	230	222(-8)	244(14)	176(-54)	216(-14)
鉱業・建設業	505	461(-44)	477(-28)	416(-89)	424(-81)
製造業	1,004	961(-43)	1,029(25)	874(-130)	986(-18)
情報通信業	206	221(15)	231(25)	220(14)	242(36)
運輸業	317	297(-20)	311(-6)	278(-39)	302(-15)
卸売・小売業	1,100	1,020(-80)	1,060(-40)	847(-253)	956(-144)
金融保険・不動産業	234	209(-25)	221(-13)	177(-57)	206(-28)
飲食店・宿泊業	328	285(-43)	309(-19)	233(-95)	300(-28)
医療・福祉	747	808(61)	858(111)	910(163)	962(215)
その他	1,680	1,562(-118)	1,641(-39)	1,427(-253)	1,576(-104)
産業計	6,351	6,046(-305)	6,381(30)	5,561(-790)	6,169(-182)

18

新将来推計人口(2017(平成29)年4月推計)のポイント

○前回推計に比べてやや楽観的な推計結果

- ・長期(50年後)の合計特殊出生率が若干改善(1.35→1.44)
- ・平均寿命は、男子で0.76歳、女性で0.42歳伸張
- 総人口の減少は緩和(2060年で8,674万人→9,284万人(+610万人))
- 長期の高齢化率も若干緩和(2060年で39.9%→38.1%(−1.8%))
- ⇒少子高齢化、人口減少という全体的傾向に変化はない!

○新たに「条件付推計」を提示

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」の希望出生率1.8が実現しても、毎年50万人減少
- ・2035年までの年間外国人の純移入数50万人とした場合、100年後も1億人を維持
- 外国人受入れ政策の方が、人口維持の観点からは効果的。しかし、外国人受入れ政策(移民政策)は、タブー視
- ⇒外国人受入れ政策(移民政策)のあり方として、どのようなものがあるのかを検討しておくことは重要!

19

将来推計人口(2017(平成29)年4月推計)

推計結果の要約(死亡中位推計)

出生率仮定 [長期の合計特殊出生率]		中位仮定 [1.44]	高位仮定 [1.65]	低位仮定 [1.25]	平成24年推計 中位仮定 [1.35]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男=84.95年] [女=91.35年]			男=84.19年 女=90.93年
総人口	平成27(2015)年	12,709万人 ↓	12,709万人 ↓	12,709万人 ↓	12,660万人 ↓
	平成52(2040)年	11,092万人 ↓	11,374万人 ↓	10,833万人 ↓	10,728万人 ↓
	平成72(2060)年	9,284万人	9,877万人	8,763万人	8,674万人
	平成77(2065)年	8,808万人	9,490万人	8,213万人	[8,136万人]
年少人口 0~14歳人口	平成27(2015)年	1,596万人 12.5% ↓	1,596万人 12.5% ↓	1,596万人 12.5% ↓	1,582万人 12.5% ↓
	平成52(2040)年	1,194万人 10.8% ↓	1,372万人 12.1% ↓	1,027万人 9.5% ↓	1,073万人 10.0% ↓
	平成72(2060)年	951万人 10.2% ↓	1,195万人 12.1% ↓	750万人 8.6% ↓	791万人 9.1% ↓
	平成77(2065)年	898万人 10.2% ↓	1,159万人 12.2% ↓	684万人 8.3% ↓	[735万人] 9.0% ↓
生産年齢人口 15~64歳人口	平成27(2015)年	7,728万人 60.8% ↓	7,728万人 60.8% ↓	7,728万人 60.8% ↓	7,682万人 60.7% ↓
	平成52(2040)年	5,978万人 53.9% ↓	6,081万人 53.5% ↓	5,885万人 54.3% ↓	5,787万人 53.9% ↓
	平成72(2060)年	4,793万人 51.6% ↓	5,142万人 52.1% ↓	4,472万人 51.0% ↓	4,418万人 50.9% ↓
	平成77(2065)年	4,529万人 51.4% ↓	4,950万人 52.2% ↓	4,147万人 50.5% ↓	[4,113万人] 50.6% ↓
老年人口 65歳以上人口	平成27(2015)年	3,387万人 26.6% ↓	3,387万人 26.6% ↓	3,387万人 26.6% ↓	3,395万人 26.8% ↓
	平成52(2040)年	3,921万人 35.3% ↓	3,921万人 34.5% ↓	3,921万人 36.2% ↓	3,868万人 36.1% ↓
	平成72(2060)年	3,540万人 38.1% ↓	3,540万人 35.8% ↓	3,540万人 40.4% ↓	3,464万人 39.9% ↓
	平成77(2065)年	3,381万人 38.4% ↓	3,381万人 35.6% ↓	3,381万人 41.2% ↓	[3,287万人] 40.4% ↓

注：平成24年推計の平成77(2065)年の数値(括弧内)は長期参考推計結果による。

20

将来推計人口の仮定の要約

仮定の種類	出生仮定指標	前 提		合計特殊出生率			平成24年推計 平成72 (2060)年
		現在の実績値 1964年生まれの世代	仮 定 2009年生まれの世代 (参照世代)	平成27 (2015)年 実 績	経 過	平成77 (2065)年	
中位の仮定	(1)平均初婚年齢	26.3歳	→ 28.6歳	1.45	最高値 平成27 (2015)年 1.45	1.44	1.35
	(2)50歳時未婚率	12.0%	→ 18.8%		最低値 平成36 (2024)年 1.42		
	(3)夫婦完結出生児数	1.96人	→ 1.79人				
	(4)離死別再婚効果	0.959	→ 0.955				
高位の仮定	(1)平均初婚年齢	同上	→ 28.2歳	1.45	最高値 平成36 (2024)年 1.66	1.65	1.60
	(2)50歳時未婚率		→ 13.2%		最低値 平成27 (2015)年 1.45		
	(3)夫婦完結出生児数		→ 1.91人				
	(4)離死別再婚効果		→ 0.955				
低位の仮定	(1)平均初婚年齢	同上	→ 29.0歳	1.45	最高値 平成27 (2015)年 1.45	1.25	1.12
	(2)50歳時未婚率		→ 24.7%		最低値 平成36 (2024)年 1.20		
	(3)夫婦完結出生児数		→ 1.68人				
	(4)離死別再婚効果		→ 0.955				

平均寿命	実績		死亡中位仮定		平成24年推計	
	平成27(2015)年		平成77(2065)年		平成72(2060)年	
男 性	80.75年	→	84.95年		84.19年	
女 性	86.98年	→	91.35年		90.93年	

21

条件付推計1

2065年における合計特殊出生率を1.00, 1.20, 1.40, 1.60, 1.80, 2.00, 2.20と仮定して推計したもの

出生率 (2065年)	中位推計	1.00	1.80	2.00
2015年 (高齢化率)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)
2025年 (高齢化率)	122,544 (30.0%)	120,422 (30.5%)	124,362 (29.6%)	125,383 (29.3%)
2035年 (高齢化率)	115,216 (32.8%)	110,446 (34.2%)	119,231 (31.7%)	121,486 (31.1%)
2065年 (高齢化率)	88,077 (38.4%)	74,953 (45.1%)	100,453 (33.7%)	108,033 (31.3%)
2115年 (高齢化率)	50,555 (38.4%)	26,486 (50.3%)	79,362 (31.2%)	100,119 (27.9%)

条件付推計2

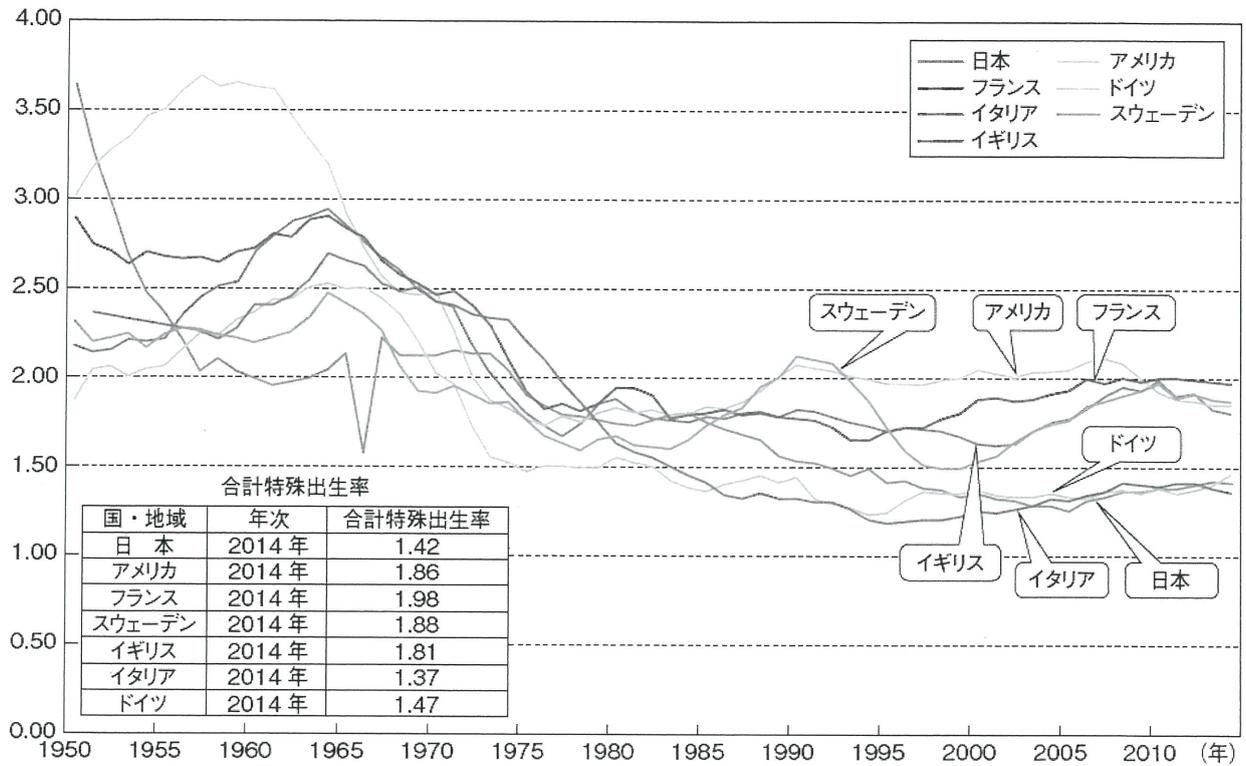
2035年における年間の外国人の純移入数を0万人、5万人、10万人、25万人、50万人、75万人、100万人とし、2036年以降は基本推計と同様に、2035年の性、年齢別入国超過率を一定として推計したもの

外国人 移入数	0万人	25万人	50万人	100万人
2015年 (高齢化率)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)	127,095 (26.6%)
2025年 (高齢化率)	121,780 (30.2%)	124,538 (29.5%)	127,297 (28.8%)	132,814 (27.6%)
2035年 (高齢化率)	113,487 (33.3%)	119,725 (31.5%)	125,963 (29.9%)	138,438 (27.0%)
2065年 (高齢化率)	83,426 (40.0%)	100,753 (34.7%)	119,533 (30.6%)	161,109 (24.6%)
2115年 (高齢化率)	43,748 (39.8%)	71,540 (35.2%)	109,042 (31.4%)	218,162 (25.6%)

22

主な国の合計特殊出生率の推移(欧米)

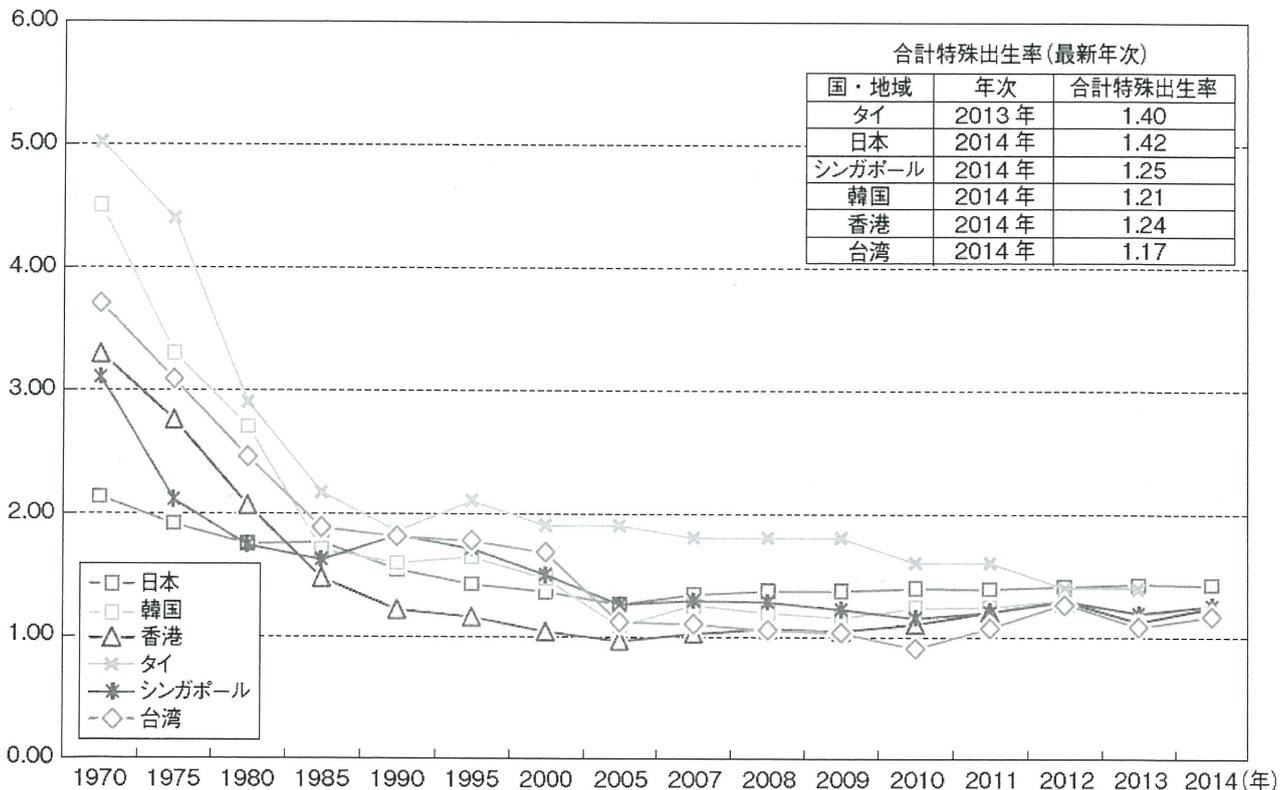
(出典:平成28年版少子化社会対策白書)



23

主な国の合計特殊出生率の推移(アジア)

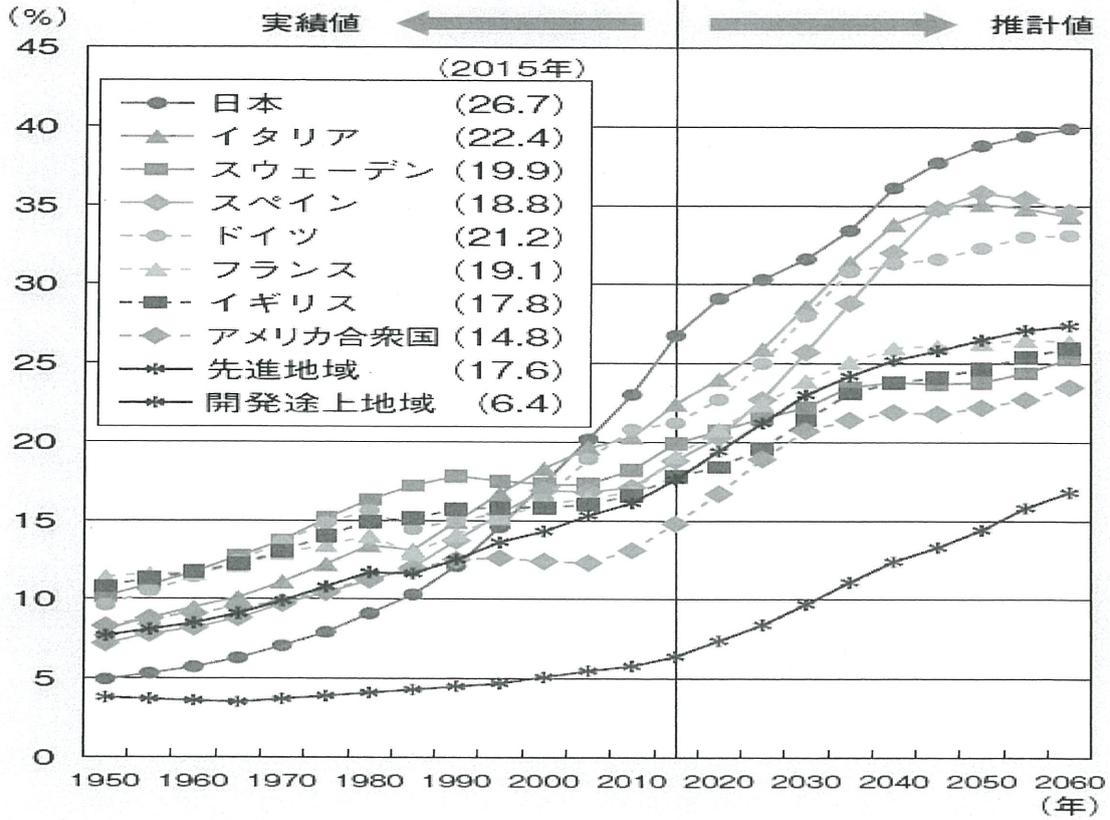
(出典:平成28年版少子化社会対策白書)



24

主な国の高齢化率の推移(欧米)

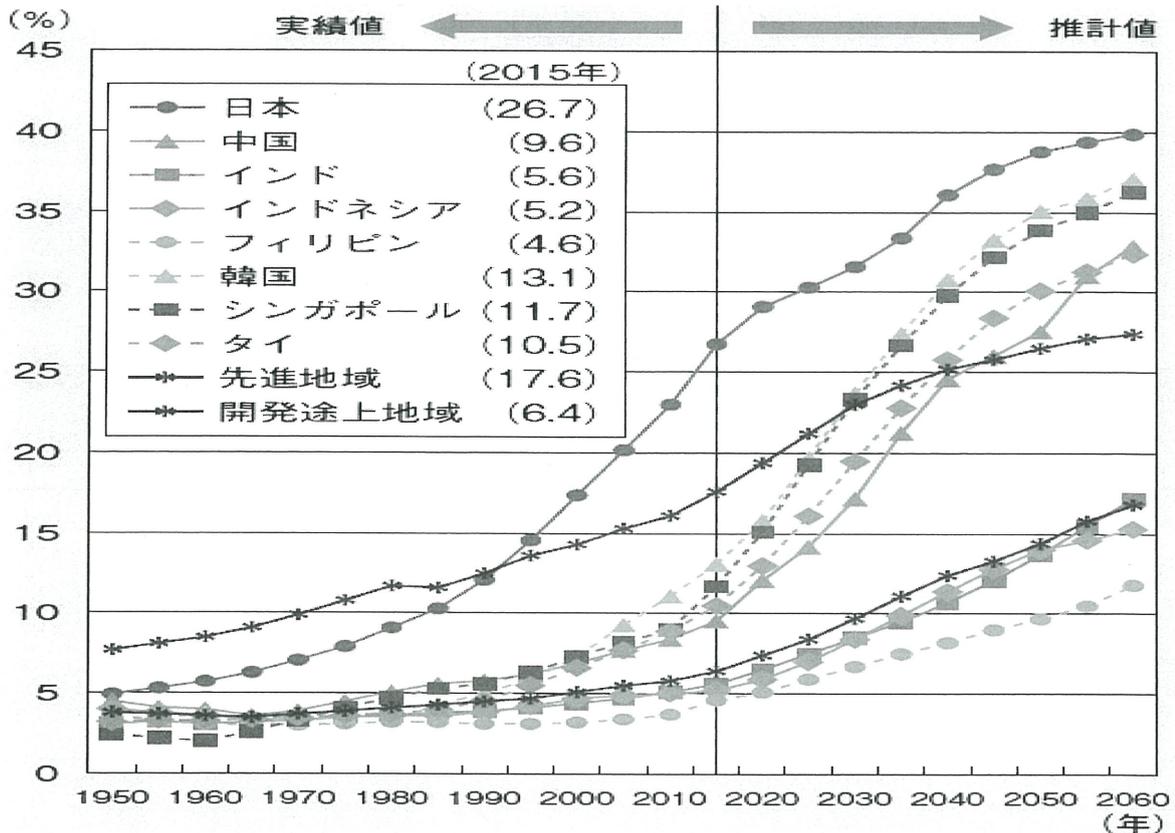
(出典:平成28年版高齢社会白書)



25

主な国の高齢化率の推移(アジア)

(出典:平成28年版高齢社会白書)



26

アベノミクス第2ステージ「ニッポン一億総活躍プラン」

◎一人ひとりの日本人誰もが活躍できる「一億総活躍社会」。希望出生率1.8を実現し、50年後も人口1億人→移民政策は採用せず。

○第1の矢『希望を生み出す強い経済』(GDP600兆円) cf. 現在490兆円

○第2の矢『夢をつむぐ子育て支援』(希望出生率1.8)

○第3の矢『安心につながる社会保障』(介護離職ゼロ、生涯現役社会)

・経済成長優先。成長の隘路としての少子高齢化という捉え方。

目標の実現可能性はさて置き、手段としての分配の見直しは評価

・同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正

・高齢者の就労促進

・保育士の処遇改善(2%の処遇改善等)

・介護人材の処遇改善(キャリアアップの仕組みを構築し、月1万円相当の改善)

⇒問題は、必要な財源をどう確保するのか！

27

人口減少は問題なのか？

○「適正な人口規模」を決めるのは困難

ex.人口密度(人/km²)(2015) 日本:341、米33、英268、独227、仏117、瑞典22

○問題は、経済規模の縮小、社会の空疎化等ダウン・サイジングによる影響をどう評価するか？

・経済への影響→日本の経済力の低下は避けられない！

サプライサイド:就業者数の減少→AIや生産性の向上での対応も、限界！

デマンドサイド:消費の減少、国内経済規模の縮小

・社会保障への影響 ex. 介護人材の確保、高齢者の介護・医療費負担

・地域社会への影響

ex. 過疎化・限界集落化→コンパクトシティで対応？

空家問題→制度的対応の必要性！

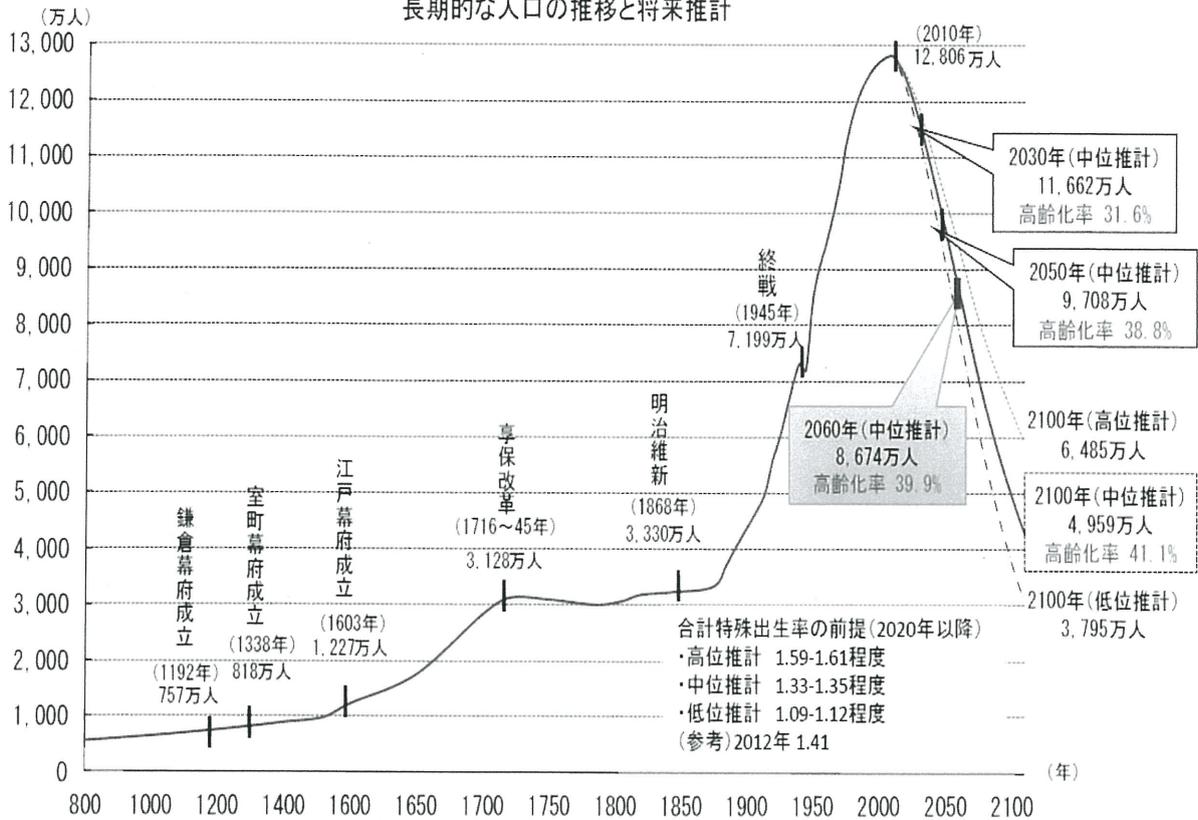
・公共サービス水準の低下 ex. 補修されない道路・公共施設等

⇒ダウン・サイジング社会を良しとする選択 vs. できるだけ現状を維持しようとする選択

⇒後者を選択する場合、外国人受入れのあり方が課題に！

28

長期的な人口の推移と将来推計



(注)中位推計とは、平成24年推計の中位推計をいう。
 (出典)2014年2月14日経済財政諮問会議「選択する未来」委員会資料

労働者はなぜ外国に働きに行くのか？(労働移民の経済理論)

(出典)Flore Gubert, "Pourquoi migrer ? Le regard de la théorie économique"
 , *Économie politique des migrations*, La Découverte, 2010.

①労働移動を個人の決定として捉える新古典派の理論

(ア)賃金格差理論:自由な労働市場を前提に、伝統的セクター(農業)と近代的セクター(工業)という二セクター(地域)間の賃金格差が移民を引き起こすと捉える。2国間の労働移動の場合、移民によって送出し国の経済が受入れ国に追いつくことを可能にし、両国間の経済は賃金格差がなくなる水準にいずれ収斂する。

→長い間支配的だった理論。1950年代には、途上国を研究する経済学者は移民をポジティブにとらえていた。しかし、1960年代になると、都市部で失業率が増大するにもかかわらず、農村部からの労働移動が減少しないという事態に直面し、この理論の限界が明らかとなる。cf. フランスの植民地支配理論

(イ)期待賃金格差理論:労働者が考慮する賃金格差は、賃金格差理論が前提とする実際の賃金ではなく、賃金の期待値に基づくと考える。具体的には、労働者は、都市と農村において提供される雇用に関するあらゆる可能性を考慮し、移動によって期待されるネットの収入がプラスとなるかどうかを判断する。当初は職が見つかる可能性が低いとしても、都市でコンタクトを広げるにより就職可能性が広がると予想すれば、都市における当初の期待収入が農村より低くても、都市に移動した方が合理的だと考えることになる。

→都市部で失業が多いにもかかわらず、農村部からの労働移入が生じることが説明できる。

②労働移動を家族ないし共同体の決定と捉える新経済学理論の登場:個人は、賃金格差だけで移動するのではなく、世帯収入のリスク分散を図ったり、世帯として貧困から脱出したりするために移動すると考える。

(ア)リスク分散理論:世帯の一員が移民に出るのは、世帯を収入のリスクから守るためであるとする。生産高の不確実性や農産物の価格変動によって年ごとに大きく変動する農業収入のリスクから家族を守るため、世帯の働き手を農業とは異なる労働市場に働きに出し、出稼ぎ者と家に残る者は、それぞれの収入を互いに分かち合う(共同保険の論理)。すなわち、移民労働者からの資金送付は不作による収入の不足を埋め、他方、移民労働者が失業した時には、母国の家族による支援がその生活を支えることになる。

→移民労働は、労働者家族のリスク分散のためであり、送出国と受入国の賃金格差によって決まるものではないと考える。cf. 日本の農村から都会への出稼ぎ

(イ)相対的貧困理論:ある世帯が貧困かどうかの判断は、収入の絶対額だけでなく、その属する集団における他の世帯の収入と比較した相対的貧困による。世帯は、集団内での地位を向上させるため、又は、所属集団をより上位のものに変えるため、移民に行くかどうかを決定する。それゆえ、現住地域と目的地の賃金格差は唯一の変数ではなくなり、現住地域における所得の分配状況も変数の1つとなる。

→この理論によると、母国における所得の不平等が高まれば、移民への誘因が強まることになる。

31

(ウ)移民ネットワーク理論:ネットワーク概念を使ったアプローチによって移民の継続性を説明しようとする。移民のコストを固定的、外在的なものとして捉える新古典派理論と異なり、この理論は、受け入れ地域における移民ネットワークの存在が移民のコストやリスクを低下させ、新たな移民を奨励すると仮定する。すなわち、先に来ている移民が次に来る移民に対して職探しや住まい探しを容易にする情報を提供し、移民に伴う心理的な負担やリスクを軽減させると考える。

→この理論によると、後発の移民にとって、先発の移民はポジティブな外部資源となり、移民は自動的に繰り返される現象ということになるので、出発地域と到着地域の賃金格差が減少したとしても、移民は、継続されるどころか、加速されることになる。

cf. 新大久保のアジア人エリア

③これらの理論は、いずれも完成されたものではないし、互いに排斥し合うものでもない。

⇒何れの理論によるにせよ、外国人が移入先として日本を選択しなければ、移民を論じる意味がない!

・有期の労働移民については、各国とも積極的な努力をしている。特に、高度人材の獲得は、激しい競争状態。 ex. 永住権付与要件の緩和

◎長期ないし無期限の外国人受入政策として、どのようなものがあるか?

→多文化主義(シンガポール)vs. 同化主義(フランス)の比較検討

32

シンガポールの多文化主義

江口隆裕「シンガポール共和国憲法と多文化主義ーマレーシア連邦憲法の継受と否定」神奈川法学第49巻第1・2・3合併号

○シンガポール国民の民族比率(2015.06現在)

- ・中国人...76.2%
- ・マレー人...15.0%
- ・インド人...7.4%
- ・その他(Eurasian) ...1.4%

→マレーシアのブミプトラ政策の否定、機会の平等と能力主義が基本！

○複数の民族が1つの国で暮らす場合の政策類型(by ジャクリーン・ネオ)

- ・同化主義モデル(assimilationist model) = 「るつぼ」(melting pot)
- ・分離主義モデル(separationist model) = サラダボール(salad bowl) (文化的相違が分離して存在する。)
- ・モザイク・モデル(mosaic model) = 前記2つのモデルの中間形で、異なった民族がそれぞれのカラー及び活力を維持しながら、調和のとれた全体の一部を構成する。→シンガポール

◎シンガポールの多文化主義の内容

①多言語主義→二語政策(bilingualism)によって、英語が事実上の共通語

- ・公用語: マレー語、中国語、タミル語、英語
- ・国語: マレー語

33

②国籍取得要件と多言語主義

- ・血統主義(出生、家系) + 居住地主義(登録、帰化)
- ・登録: 品行方正 + 10年以上の居住 + 公用語の1つの基礎的知識 + 宣誓
- ・帰化: 品行方正 + 10年以上の居住 + 国語の適切な知識 + 宣誓

③国会と多言語主義

- ・国会議員の資格: シンガポール国民 + 21歳以上 + 公用語の1つの必要な知識
- ・国会における討論・審議: 公用語で行わなければならない。

④集団代表選挙区制度(GRC; Group Representation Constituencies)

- ・集団代表選挙区: 3人以上6人以下の候補者グループで選挙が行われる選挙区。候補者の1人はマイノリティであることが必要 vs. 単独選挙区(SRC)

→マイノリティの代表が国会議員となることを制度的に保障

○マイノリティの定義

- ・マレー人コミュニティに属する者: マレー民族かどうかにかかわらず、マレー人コミュニティのメンバーだと自ら認識し、かつ、マレー人コミュニティによってそのメンバーとして一般的に受け入れられている者→民族(race)概念は用いず！

⑤マイノリティの権利のための大統領諮問委員会

- ・法令に差別的な手段となる条項がある場合には、その旨を国会に報告。国会は、必要な修正を行うか、総数の2/3以上で再議決する必要

→マジョリティたる中国人至上主義に陥らないようにする事前チェック機関

34

⑥マイノリティへの特別な配慮と平等原則

- ・民族的、宗教的マイノリティの利益に配慮するのは、常に政府の責任(§ 152①)
- ・土着の人々であるマレー人の政治的、教育的、宗教的、経済的、社会的及び文化的利益並びにマレー語を保護、育成、増進等するのは、政府の責任(§ 152②)
- ⇨法の前の平等(§ 12①)、民族、宗教、家系、出身地による差別の禁止(§ 12②)
- ⇒ § 12はマイノリティ保護の第1原則としての形式的平等を、§ 152は第2原則としての実質的平等の推進について規定。§ 152は、法的権利ではなく、政治的マネジメント・アプローチ(J.ネオ)

⑦イスラム教の特別な地位と宗教の自由

- ・宗教の自由(§ 15①)vs.イスラム教のための特別立法規定(§ 153)
- イスラム法実施法によって結婚、離婚、相続に関するイスラム法体制を整備

⑧義務教育と宗教教育の関係

- ・義務教育法による国の小学校の義務化vs.イスラム教の宗教学校の容認
- ⇒シンガポールの地政学的条件＋少子化による人口減少・外国人労働力への依存は将来も変わらず。
- ⇒民族間のデリケートなバランスをいかに維持するか！

35

フランスの同化主義

江口隆裕「フランスにおける同化主義の意義－国家統合原理としての共和国的価値とその限界－」神奈川法学第50巻第1号

○フランスにおける移入民の実態(2014年,INSEE,単位:百万人)

	出生地		計
	フランス	外国	
全人口	58.2	7.6	65.8(100.0%)
生来のフランス人	57.6	1.7	61.6(93.6%)
国籍取得によるフランス人		2.3	
外国人(フランス国籍を有しない)	0.6	3.6	4.2(6.4%)
移入民		5.9(8.9%)	

○フランスにおける国籍規定(民法典)

- ・生来の国籍取得:血統主義
- ・生来以外の事由による国籍取得
 - ・出生と居住を理由とする国籍取得:フランスでの出生＋11歳以降5年間の常居所＋成人の時点での居所(生地主義) →親が移民であっても、フランスで生まれた子はフランス人！
 - ・帰化:18歳以上＋5年間の常居所＋フランス共同体への同化→「同化要件」
- ・「何人も、その立場に応じ、 CONSEIL D'ÉTAT の Dekret で定められる水準及び評価方法によるフランスの言語、歴史、文化及び社会並びにフランス国籍及び共和国の基本的な価値と原則への同意により授けられる権利と義務について特に十分な知識を有することによって、フランス共同体への同化を証明しないと、帰化できない」(民法典 § 21-24)

36

○フランス的同化主義の内容

①単一言語主義:共和国の言語は、フランス語(憲法 § 2)

・フランス語の能力と水準:《聞く》《会話に参加する》《連続して口頭で表現する》
がB1の水準=「身近なテーマについて簡単で一貫した話をする能力」

cf. バスク語、ブルトン語などの地域言語は、フランスの遺産(憲法 § 75-1)

②歴史、文化及び社会に関する知識

・「市民の手引き(le livret du citoyen)」

③市民の権利と義務

・「フランス市民の権利と義務の憲章(la charte des droits et devoirs du citoyen français)」

→帰化申請者は、この憲章に同意し、署名することが必要

・フランス人民は、1789年8月26日の人と市民の権利の宣言及び歴史的に受け継がれた民主的な原則を認める。

・フランスは、政教分離の、民主的かつ社会的な1つの共和国である(憲法 § 1①)。

・国旗、国歌

・自由、平等、貢献(fraternité)

37

○貢献(fraternité)の内容

・すべてのフランス市民は、国の防衛及び国家の統一に協力する。

・フランス人の資格を得た者が国防の義務を果たさず、又は、フランスの基本的な利益に反する行為をした場合には、フランス国籍をはく奪されることがある。

・各人はみな、その資力に応じ、租税及び社会保険料を支払うことによって、国の支出に拠出する義務を負う。

・国は、すべての者に対し、健康の保護、母性の安全及び休暇の権利を保障する。すべての者は、年齢、身体又は精神の状態、経済的状况によって働くことができないときは、共同体から生存に適切な手段を手に入れる権利を有する。

○価値共同体としての共和国

・フランス的同化思想=フランス語+共和国的価値

・血統主義とその希薄化:血統主義+生地主義

cf. 1804年ナポレオン法典:家族がその姓を代々受け継ぐように国籍も血統によって受け継がれるべき=「血統共同体」としてのフランス

・親は生地主義によるフランス人→子は血統主義によるフランス人→希薄化された血統主義

○価値共同体としての共和国の限界

・フランス市民は、EU市民であることの予見できない帰結

・「みなし同化」と共和国的価値に同意しない国民の存在

・イスラム教との軋轢 ex. polygamieの否定、スカーフ問題

38

日本の関係法令

○国籍取得事由(国籍法)

- ①出生による国籍取得(§2):血統主義。ただし、父母不明等の場合生地主義
- ②準正に伴う国籍取得(§3):血統主義
- ③帰化(§4~§9):法務大臣の許可が要件
 - ・普通帰化(§5):5年以上の居住+成人+素行善良+生計能力+憲法遵守
 - ・簡易帰化(§6~§8):血統主義or生地主義によって普通帰化要件を緩和、免除
 - ・大帰化(§9):日本に対する特別の功労+国会の承認+法務大臣の許可→帰化については、居住地主義が取り入れられている。
⇒法務大臣許可は自由裁量行為であり、権利性はない。要件も不明確。

○永住許可(入管法§22)

- ・永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、これを許可することができる。
 - ①素行が善良であること。
 - ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

39

日本の外国人受入れ政策の問題と課題

○問題

- ・帰化及び永住許可では、日本語能力は要件とされず、日本社会への同化要件もないが、これでいいのか？
- ・中長期在留者についても同様の問題あり。ただし、介護職に係る技能実習では、職務の特性を考慮してか、初中級程度の日本語能力を要件化！

○課題

- ・日本は、同化政策を基調とすべきではないか？
- ・日本語能力を帰化等の要件としなくてよいのか？
- ・他方、英語教育の強化との関係をどう整理すべきか？
cf. シンガポールの二語政策(bilingualism)
- ・歴史、文化及び社会に関する知識や憲法的価値についても、同化を求めべきか？
- ・これを肯定する場合、具体的に何を同化要件とするのか？国民的コンセンサスは得られるか？

40